06007xxx0114xx	
06007xxx97x3xx	
06007xxx97x40x	
06007xxx97x41x	
06007xxx99x3xx	
06007xxx99x40x	
06007xxx99x41x	
090010xx01x4xx	ベバシズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成23年9月26日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）
090010xx02x4xx	
090010xx99x4xx	
010090xxxxx0xx	フィンゴリモド塩酸塩（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）
060295xx97x1xx	テラプレビル（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）
060295xx99x1xx	
010230xx97x00x	
010230xx97x01x	
010230xx97x2xx	
010230xx99x00x	
010230xx99x01x	ホスフェニトインナトリウム水和物（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）
010230xx99x10x	
010230xx99x11x	
010230xx99x20x	
010230xx99x21x	
070370xx97xxxx	テリパラチド酢酸塩（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）
070370xx99xxxx	
全ての診断群分類番号	カナキヌマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）
090010xx01x3xx	フルベストラント（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）
090010xx02x3xx	
090010xx97x30x	
090010xx97x31x	
090010xx99x30x	
090010xx99x31x	

○農林水産省告示第八百五十五号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十五条第二項の規定による漁港管理者の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

漁港の名称	漁港の種類	所在地	選定された漁港管理者
宿野部漁港	第一種漁港	青森県むつ市	むつ市
瀬辺地漁港	第一種漁港	青森県東津軽郡蓬田村	蓬田村
矢越漁港	第一種漁港	青森県下北郡佐井村	佐井村

変更年月日
平成二十四年四月一日
平成二十四年四月一日
平成二十四年四月一日

○農林水産省告示第八百五十六号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十五条第二項の規定による漁港管理者の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

漁港の名称	漁港の種類	所在地	選定された漁港管理者
汀間漁港	第一種漁港	沖縄県名護市	名護市

変更年月日
平成二十四年三月三十一日

○農林水産省告示第八百五十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、中型さけ・ます流し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同項の規定に基づき公示する。

平成二十四年三月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数

操業区域	操業期間	船舶の総トン数別の区分	隻数
日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域	平成二十四年五月一日から同年七月三十一日まで	次に掲げる船舶 一　旧トン数適用船舶であって三〇トン以上二〇〇トン未満のもの	四九
		二　旧トン数適用船舶以外の船舶であって三〇トン以上二〇〇トン未満のもの	

備考　旧トン数適用船舶とは、昭和五十七年七月十七日以前に建造され、又は建造に着手された船舶（同月十八日以降に船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項の特定修繕が行われた船舶を除く。）をいう。

二　許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十四年三月三十日から同年四月二十日まで

備考

1　この告示に係る許可の有効期間は、平成二十四年五月一日から平成二十五年三月十九日までとする。